

**米沢市**

**「地縁による団体」法人化  
認可申請等についての手引き**

## 目次

1. はじめに	3
2. 「地縁による団体」とは	3
3. 認可の要件について	4
4. 認可後の地縁団体について	6
5. 認可地縁団体に係る税金	9
6. 認可の取り消し	10
7. 解散	10
8. その他義務等	10
9. 留意事項	11
10. 手続きの流れ	12

## 各種様式及び記入例

1. 認可申請書	16
2. 承諾書	18
3. 保有資産目録	20
4. 保有予定資産目録	22
5. 構成員の名簿	24
6. 規約変更認可申請書	26
7. 規約変更の内容及び理由	28
8. 告示事項変更届出書	30
9. 認可地縁団体印鑑登録申請書	32
10. 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書	34
11. 認可地縁団体印鑑登録廃止申請書	36

## 1.はじめに

自治会等が保有している不動産等を自治体等の名義で登記できないことから生じる財産上の問題を解決するため、一定の条件を満たす場合に、法令に基づく手続きを経ることにより、自治会等が法人格を取得できる制度が平成3年4月2日に公布施行された地方自治法の一部を改正する法律により導入されました。

(この法人格を取得した自治会等の団体を「認可地縁団体」といいます。)

この手引書は、自治会が不動産登記を行うため、法人格を取得することを目的とした認可申請に関する手続きなどをまとめたものです。

## 2.「地縁による団体」とは

地方自治法第260条の2第1項において、「地縁による団体」は「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と定義されています。つまり、町内会や自治会のような「その区域に住んでいる人が誰でも構成員となる団体」は原則として「地縁による団体」と考えられます。

これに対し、青年団や婦人会、敬老会のように性別や年齢が限定される団体、またはスポーツ少年団や伝統芸能保存会のように活動の目的が限定されるような団体は「地縁による団体」とは考えられません。

### 3.認可の要件について

#### 1 審査基準

(1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。(地方自治法策 260 条の 2 第 2 項 1)

・規約により、目的が良好な地域社会の維持及び形成に役立つ地域的な共同活動を行うこととされているかを確認します。それには、活動の目的が特定(スポーツだけ、美化活動だけなど)の目的でないこと、また、団体の権利能力の範囲が明確にわかるように、できるだけ具体的に定めることが必要です。現にその活動を行っていることとは、おおむね 1 年以上は目的に定められた活動を行っていることが必要であり、活動状況を示す書類により確認します。

(2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

・住居表示、地番などで地域住民に客観的にわかるように表示する必要があります。区域は、当該「地縁による団体」が相当の期間(おおむね 1 年間)にわたって存続している区域の現況 によることが求められます。(地方自治法策 260 条の 2 第 4 項)

※認可に当たり新たな区域を設定したり、区域が不安定な状態は認可要件として適当ではありません。

(3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数が現に構成員となっていること。(地方自治法策 260 条の 2 第 2 項 3)

※相当数の判断は、各地域における自治会、町内会等への加入状況を勘案して各市町村で具体的に行われるとされています。

当市では、団体を運営するにあたり、権利に絡むトラブル等の発生を防止する必要があると考えています。そのため、構成員加入率は、一般的に相当数と解釈される過半数よりも高く設定する必要があるとし、区域内の住民の4分の3以上が構成員となっていることを認可要件として定めています。

・規約により、区域に住所のあるすべての人が構成員になることができ、また、正当な理由がない限り、加入を拒んではならないことを定められているかを確認します。

(4) 規約を定めていること。なお、規約には次の事項が定められている必要があります。

(地方自治法策 260 条の 2 第 3 項)

①目的

②名称：名称について特に制限はありませんが、他の法令で定められている名称(財団法人等)や、既存の法人と誤認されるような名称の使用は避ける必要があります。

③区域：(2) に示した事項に留意してください。

④主たる事務所の所在地：事務所の所在地は、代表者の自宅でも集会所の所在地でもど

ちらでもかまいませんが、当該「地縁による団体」の区域内に所在している必要があります。

⑤ 構成員の資格に関する事項

⑥ 代表者に関する事項：代表者の選出方法、任期、代表者の権限、代表者に委任する事務等について規定している必要があります。

⑦ 会議に関する事項：総会、臨時会の招集方法や議決方法、議決事項等を定める必要があります。

⑧ 資産に関する事項：資産の構成、管理方法等について規定している必要があります。

2 申請に必要な書類(地方自治法施行規則策 18 条)

(1) 認可申請書

(2) 規約

(3) 認可を申請することについて総会で決議したことを証する書類

・総会議事録の写しで、議長、議事録署名人の署名及び押印が必要です。

(4) 構成員の名簿

・世帯単位ではなく個人単位で氏名及び住所を記載します。会員であれば子供の名前も記載する必要があります。なお、区域外の人を記載することはできません。

(5) 保有資産目録または保有予定資産目録

・登記しようとする資産を所有しているか、もしくは特段の事情がない限り、認可申請日から数ヶ月以内に取得する予定があることが必要です。

(6) 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な活動を現に行っていることを記載した書類

- ・前年度事業報告書
- ・本年度事業計画書
- ・前年度収支決算書
- ・本年度収支予算書

以上がこれらの書類にあたります。総会議事録に記載されていれば不要です。

(7) 申請者が代表であることを証する書類

・申請者を代表者に選ぶことを議決した総会の議事録の写しと申請者が代表者となることを受諾したことを示す承諾書(申請者の署名及び押印のあるもの)がこれらの書類にあたります。

(8) 区域を明示した地図

・規則で定めている提出書類ではありませんが、区域を確認するために必要です。

## 4.認可後の地縁団体について

### 1 申請した事項に変更があった際の手続き

#### (1) 規約の変更

- ・認可地縁団体の代表者は、規約に変更があるときは「規約変更認可申請書」に別途必要書類を添え、市長に届け出る必要があります。

#### 【申請に必要なもの】

- ・規約変更認可申請書
- ・規約変更の内容及び理由を記載した書類
- ・規約変更を総会で議決したことを証する書類  
(総会の議事録の写し等で、議長および議事録署名人の署名及び押印があるもの)

#### (2) 告示事項の変更

- ・告示事項に変更があった場合には代表者は市長に対して「告示事項変更届出書」に別途必要書類を添え、市長に届け出る必要があります。

この届出をもとに市長は変更の告示を行います。この告示がない限りは登記手続きに必要な「認可地縁団体告示事項証明書」の証明内容も更新されません。

告示事項は以下のものです。いずれかに変更がある場合は必ず届出をしてください。

- ① 名称
- ② 規約に定める目的
- ③ 区域
- ④ 主たる事務所
- ⑤ 代表者の氏名および住所
- ⑥ 裁判所による代表者の職務執行停止の有無並びに職務代行者の選任の有無  
(職務執行者が選任されている場合は、その氏名および住所)
- ⑦ 代理人の有無
- ⑧ 規約に解散の事由を定めたときはその事由
- ⑨ 認可年月日

#### 【申請に必要なもの】

- ・告示事項変更届出書
- ・告示された事項に変更があった旨を証する書類  
(総会議事録の写し等で、議長および議事録署名人の署名・押印があるもの)

### 2 登記等に必要書類に関する手続き

#### (1) 告示事項証明書の交付

- ・市長による告示を受けた後には、自治会名義での登記に必要な「告示事項証明書(台帳の写し)」の交付を受けることができます。

#### 【申請に必要なもの】

- ・住民票等交付申請書
- ・印鑑（認印で可）
- ・手数料 1通400円

※認可地縁団体の登録申請を行った窓口で住民票等交付申請書を受け取った後に交付窓口で申請することになります。

#### (2) 印鑑の登録

##### 【登録資格】

・登録申請できるのは原則として代表者本人のみです。ただし職務代行者、仮代表者、特別代理人、清算人が選任または就任している場合の当該者、または米沢市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例第12条に示される代理人が置かれており、代表者の委任の旨を証する書類がある場合には代理人が申請することもできます。

##### 【登録できる印鑑】

- ・認可地縁団体の印鑑を1地縁団体につき1個登録できます。

なお、下記いずれかに該当する印鑑は登録できません

- ① ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- ② 機械製造により大量生産されたもの
- ③ 印影の大きさが1辺の長さ8mmの正方形に収まるもの、または1辺の長さ30mmの正方形に収まらないもの
- ④ 印影を鮮明に表しにくいもの
- ⑤ その他登録を受けようとする認可地縁団体の印鑑として適当でないもの

##### 【登録に必要なもの】

- ・認可地縁団体印鑑登録申請書
- ・登録する認可地縁団体の印鑑
- ・代表者個人の印鑑登録証明書1通（発行から3箇月以内）およびその印鑑

##### 【登録の抹消】

・次のいずれかに該当する場合は認可地縁団体印鑑の登録が抹消されます。

- ① 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の登録資格に変更が生じたとき
- ② 米沢市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例第11条に該当する事項があったとき、又は第9項の申請を受理したとき
- ③ 地方自治法第260条の20の規定に基づき認可地縁団体が解散したとき
- ④ 認可地縁団体の名称又は代表者等の氏名の変更により登録印鑑として適当でないと認められたとき
- ⑤ その他市長が、認可地縁団体印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたと認めたとき

(3) 印鑑登録証明書の交付

- ・印鑑の登録後は不動産登記等に必要な「認可地縁団体印鑑登録証明書」の交付を受けることができます。

**【申請資格】**

- ・原則として代表者
- ・代理人による申請の場合は「身分証明書」と「委任状」が必要

**【申請に必要なもの】**

- ・印鑑（代表者本人による申請の場合は代表者の実印）
- ・住民票等交付申請書
- ・登録されている認可地縁団体の印鑑
- ・手数料 1通400円

※認可地縁団体の登録申請を行った窓口で住民票等交付申請書を受け取った後に交付窓口で申請することになります。

## 5.認可地縁団体に係る税金

・ 認可を得た地縁団体は、その区域において良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的として設立された法人であり、税制上公益性を有する法人としての取り扱いがされたと考えられます。

	収益事業を行う場合	収益事業を行わない場合
法人市民税	課税	減免措置
固定資産税	課税	減免措置（※）
法人県民税	課税	減免措置
法人事業税	課税	減免措置
法人税	課税	減免措置

※「公共の用に供している資産」を減免としているので、認可地縁団体か否かではなく、その資産をどのように使用しているかで決まります。

米沢市においては、米沢市市税条例第 76 条で、固定資産税の減免について規定しており、米沢市市税規則第 16 条の 2 項による別表第 2 固定資産税の減免基準により、公益のため直接専用する固定資産のうち（3）専ら広く地域の集会の用に供する公民館に係る固定資産と（8）地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の認可を受けた地縁による団体（いわゆる認可地縁団体）が直接地域的な共同活動の用に供する固定資産を対象に税額の全部を減免することができるかと定めています。

## 6.認可の取り消し

認可を受けた地縁による団体が下記いずれかの場合もしくは不正な手段によって認可を受けたときは、認可を取り消されることがあります。

- ① 認可を受けた地縁による団体が、その目的を営利目的、政治目的等に変更したとき
- ② 認可を受けた地縁による団体が、相当の期間にわたって活動していないとき
- ③ 区域内の一部の住民について、正当な理由なく加入を認めないこととしたとき
- ④ 構成員が多数脱退し、「相当数の者」が構成員となっているとは認められなくなったとき
- ⑤ 地縁による団体の代表者、構成員または第三者が、詐欺、威迫等不正な手段により認可を受けたとき

## 7.解散

認可を受けた地縁による団体が下記いずれかに1つでも該当するとき、認可地縁団体は解散します。市長に対して届出（市長による解散告示）、および清算に伴う債権申出の公告（官報による公告）などの手続きが必要です。

- ① 規約で定めた解散事由が発生したとき
- ② 破産したとき
- ③ 認可を取り消されたとき
- ④ 構成員の4分の3以上承諾のある総会の決議があったとき  
（規約に別段の定めがある場合を除く）
- ⑤ 構成員が欠亡したとき

## 8.その他義務等

- ① 財産目録の作成と備置義務  
財産目録を作成し、常に事務所に備え置いてください。
- ② 構成員名簿の作成備置義務  
構成員名簿を作成し、常に事務所に備え置くとともに、構成員の変更あるごとに訂正してください。
- ③ 総会開催の義務  
代表者は少なくとも毎年1回、構成員の通常総会を開いてください。
- ④ その他  
代表者およびその他代理人が職務を行うについて、他人に加えた損害を賠償する責任があります。

## 9.留意事項

■認可を受けた団体は、認可後であっても従来からの自治会等と同様に住民が自主的に組織して活動するものであり、市町村の監督指揮下に置かれるようなことはありません。

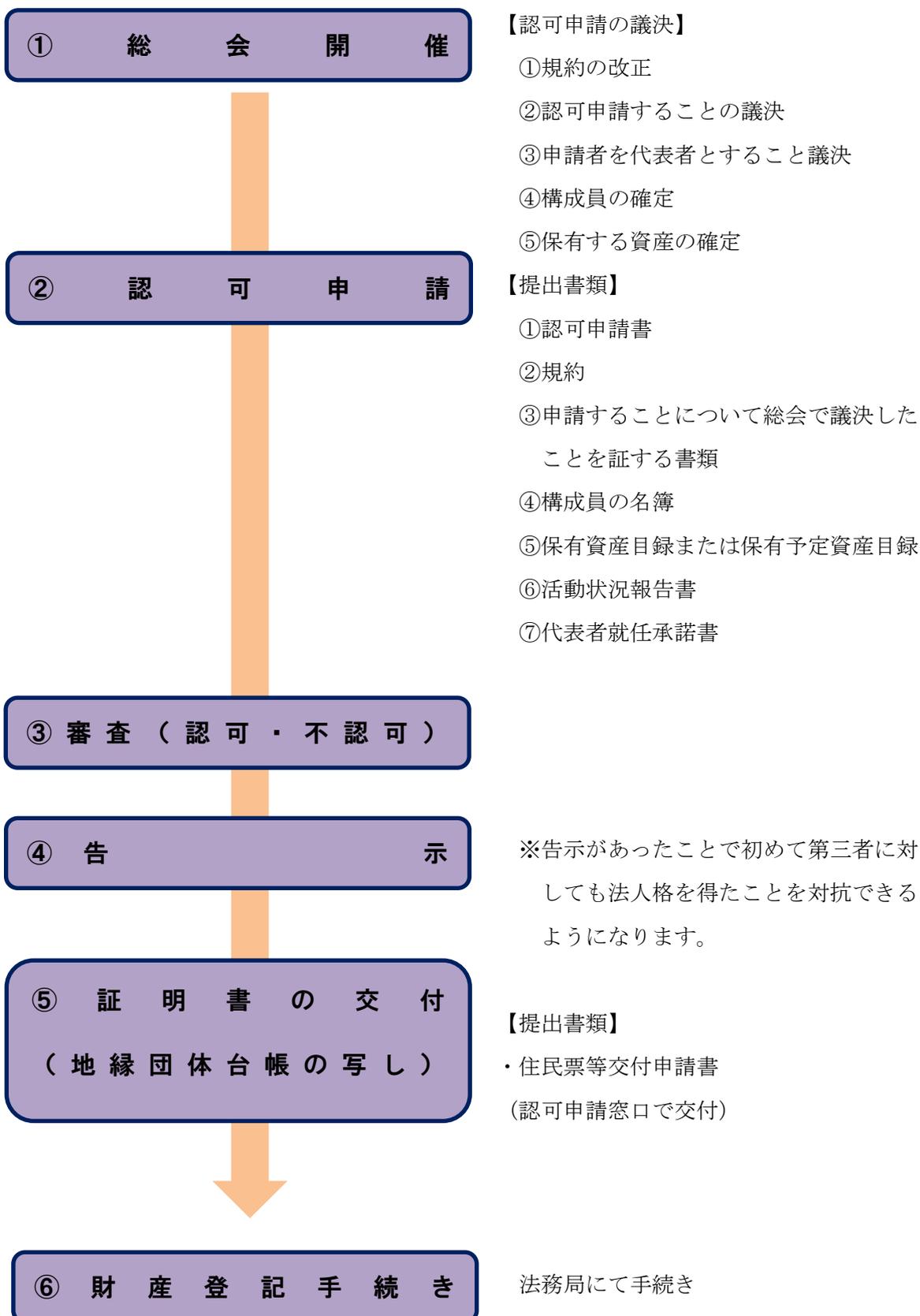
■認可地縁団体は特定の政党のために活動することが禁止されています。

■構成員は個人に限られており、区域内に住所を有していても法人・組合等の団体を含めることはできませんが、様々な支援を受ける関係から「賛助会員」として位置づけ、活動に参加することは差し支えありません。

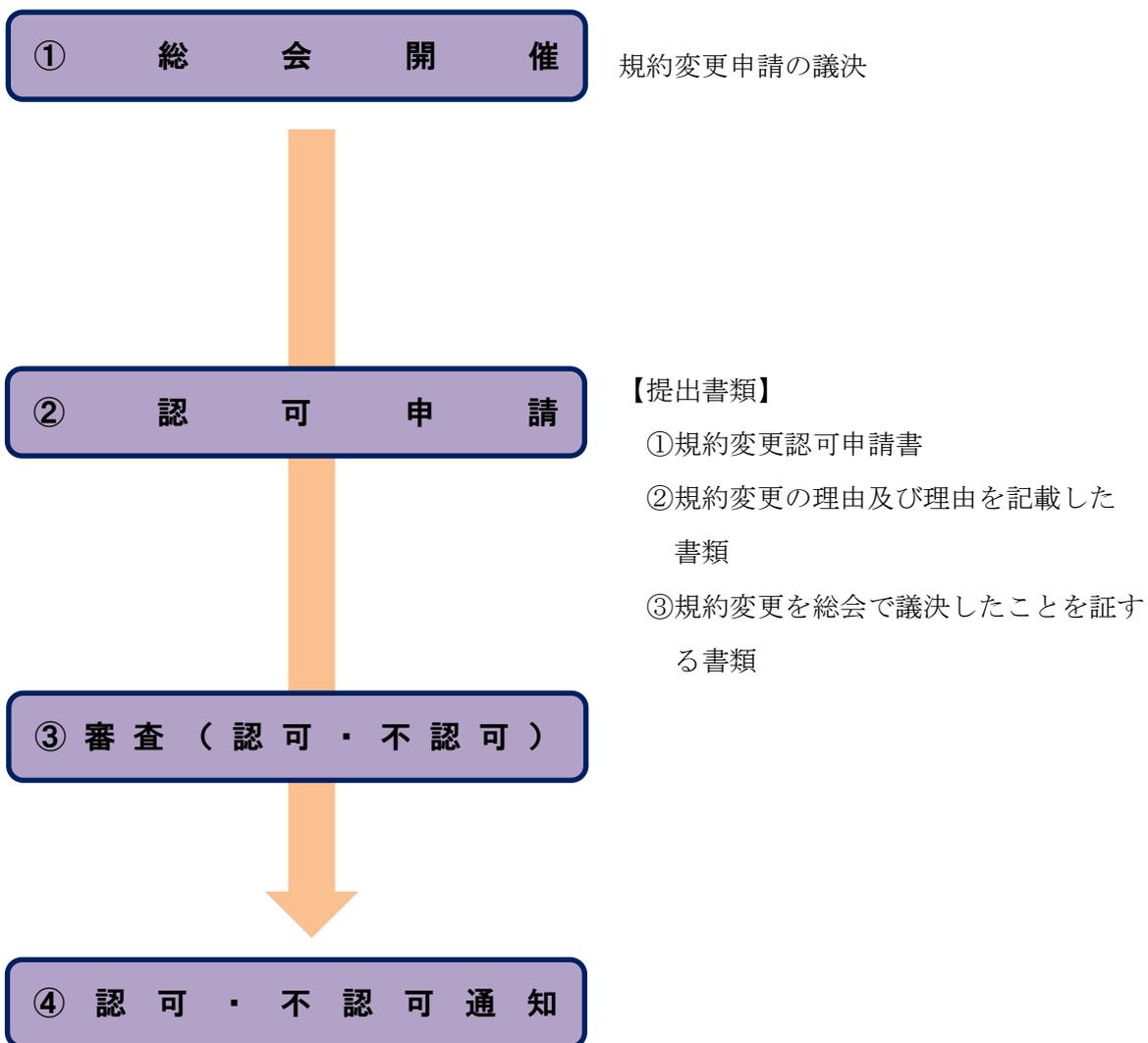
■認可を受けた地縁による団体は、法人として破産、解散および清算については裁判所の監督の下に所要の手続きを進めることになり、破産宣告の請求を怠った時などに非訴訟事件手続法に基づき裁判所より過料に処せられることとなります。

## 10.手続きの流れ

### ・認可申請手続き



・規約変更手続き



・印鑑登録

① 印鑑登録申請書(※)作成

(※)次の方法で入手可能

- ①ホームページ「各種様式」でダウンロード
- ②市役所3階コミュニティ推進課で交付
- ③当手引き32ページをコピー

② 印鑑登録申請書提出

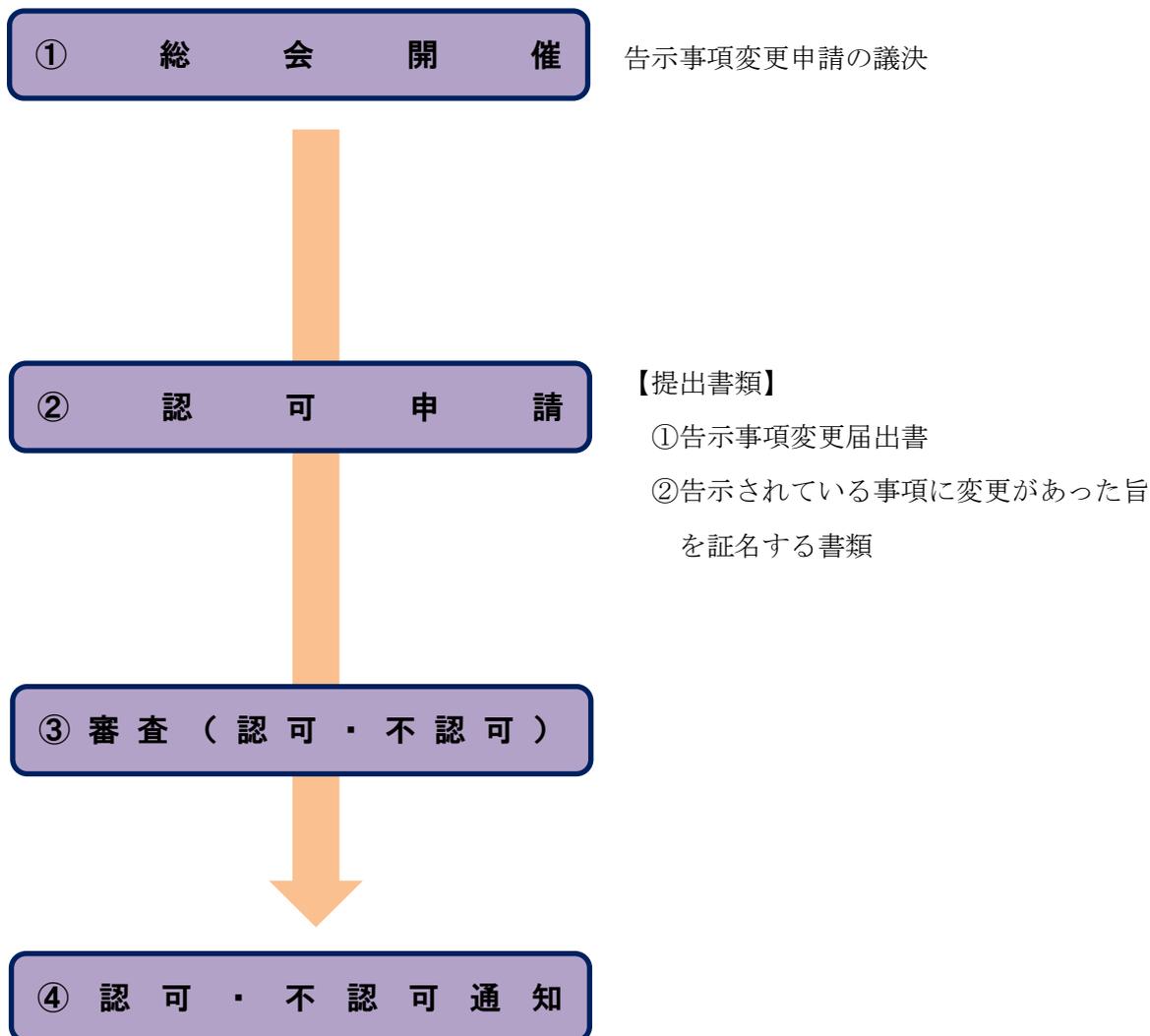
【提出書類】

- ①印鑑登録申請書
- ②申請者が代表者本人である場合は代表者個人の印鑑登録証明

③ 印鑑登録原票(※)に押印

(※)申請窓口にて押印

・告示事項変更手続き



【お問い合わせ】

米沢市企画調整部コミュニティ推進課

所在地 米沢市金池五丁目2番25号

〒 992-8501

☎ 0238-22-5111

FAX 0238-22-0498

【参考書籍】

「改正版 自治会、町内会等法人化の手引き」

編 集 地縁団体研究会

発行所 株式会社ぎょうせい

年 月 日

米沢市長

あて

認可を受けようとする地縁による  
団体の名称及び主たる事務所の  
所在地

名 称

所在地 米沢市

代表者の氏名及び住所

氏 名 ⑩

住 所 米沢市

## 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有するため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 保有資産目録又は保有予定資産目録
- 5 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 6 申請者が代表者であることを証する書類

提出日を記入 ○○年○○月○○日

記入例

米沢市長 ○○○○ あて

認可を受けようとする地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 ○○町内会

所在地 米沢市金池○丁目○○番○○号

代表者の氏名及び住所

氏 名 米沢 太郎 ⑩

住 所 米沢市金池○丁目○○番○○号

## 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有するため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 保有資産目録又は保有予定資産目録
- 5 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 6 申請者が代表者であることを証する書類

# 承 諾 書

私は、 年 月 日開催された (通常・臨時)  
総会において代表者に選任されたので、 年 月 日から  
その任に就くことを承諾します。

年 月 日

住 所

氏 名

⑩

生年月日

電話番号

# 承 諾 書

記入例

私は、〇〇年〇〇月〇〇日開催された〇〇町内会（通常・臨時）総会において代表者に選任されたので、〇〇年〇〇月〇〇日からその任に就くことを承諾します。

総会の開催日を記入

〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 米沢市金池十丁目 20 番 20 号

氏 名 米沢 太郎 ⑩

生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日

電話番号 0 2 3 8 - x x - x x x x

# 保有資産目録

団体の名称

年 月 日現在

## 1 不動産

### (1) 所有権を有する不動産

#### ア 建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地
		米沢市

#### イ 土地

地 目	面 積	所 在 地
		米沢市

## 2 不動産に関する権利等

### (1) 所有権以外の権原により保有している不動産

権 原	不動産の種類	所 在 地
		米沢市

### (2) 地域的な共同活動を行うためのその他の資産

資 産 の 種 類 及 び 数 量

## 保有資産目録

団体の名称 ○○町内会

提出日を記入 →

○○年○○月○○日現在

## 1 不動産

## (1) 所有権を有する不動産

## ア 建物

名称	延床面積	所在地
○○公民館	○○.○○m <sup>2</sup>	米沢市金池○丁目○○番○○号

## イ 土地

地目	面積	所在地
宅地	○○.○○m <sup>2</sup>	米沢市金池○丁目○○番○○号

## 2 不動産に関する権利等

## (1) 所有権以外の権原により保有している不動産

権原	不動産の種類	所在地
		米沢市

## (2) 地域的な共同活動を行うためのその他の資産

資産の種類及び数量	
1. 国債	八分利付国債 券面金額○○万円 取得金額○○万円
2. 社債	○○株式会社 物上担保付社債 券面金額○○万円 取得金額○○万円

# 保有予定資産目録

団体の名称

年 月 日現在

## 1 不動産

不動産の種類	保有予定不動産 の取得予定時期	購入等の相手方	保有予定不動産の所在地
			米沢市

## 2 不動産に関する権利等

資産の種類	権原	権原取得の予定時期

# 保有予定資産目録

団体の名称 ○○町内会

提出日を記入 →

○○年○○月○○日現在

## 1 不動産

不動産の種類	保有予定不動産 の取得予定時期	購入等の相手方	保有予定不動産の所在地
建 物	○○年○○月○○日	米 沢 太 郎	米 沢 市 金 池 ○ 丁 目 ○ ○ 番 ○ ○ 号

## 2 不動産に関する権利等

資 産 の 種 類	権 原	権原取得の予定時期
土 地	地 上 権	○○年○○月○○日
車 両	所 有 権	○○年○○月○○日





年 月 日

米沢市長

あて

地縁による団体の名称  
及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地 米沢市

代表者の氏名及び住所

氏 名

Ⓜ

住 所 米沢市

### 規約変更認可申請書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

提出日を記入 ○○年 ○○月 ○○日

記入例

米沢市長 ○○○○ あて

地縁による団体の名称  
及び主たる事務所の所在地  
名 称 ○○町内会  
所在地 米沢市金池十丁目 20 番 20 号  
代表者の氏名及び住所  
氏 名 米沢 太郎 ④  
住 所 米沢市金池十丁目 20 番 20 号

#### 規約変更認可申請書

地方自治法第 260 条の 3 第 2 項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

# 規約変更の内容及び理由

団体の名称

## 1 変更の内容

変 更 前	変 更 後

## 2 変更の理由

# 規約変更の内容及び理由

記入例

団体の名称 ○○町内会

## 1 変更の内容

変 更 前	変 更 後
<p>例 1)</p> <p>(主たる事務所)</p> <p>第 4 条 本会の主たる事務所は、山形県米沢市金池十丁目 <u>10 番 10 号</u>に置く。</p>	<p>(主たる事務所)</p> <p>第 4 条 本会の主たる事務所は、山形県米沢市金池十丁目 <u>20 番 20 号</u>に置く。</p>
<p>例 2)</p> <p>(区域)</p> <p>第 3 条 本会の区域は、米沢市金池十丁目 <u>1 番 1 号から 30 番 30 号</u>までの区域とする。</p>	<p>(区域)</p> <p>第 3 条 本会の区域は、米沢市金池十丁目 <u>1 番 1 号から 40 番 40 号</u>までの区域とする。</p>

## 2 変更の理由

例 1) 代表者の変更に伴って事務所の所在地が変更になったため

例 2) 構成員の増加（減少）により区域が変更になったため

年 月 日

米沢市長

あて

地縁による団体の名称  
及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地 米沢市

代表者の氏名及び住所

氏 名

㊞

住 所 米沢市

## 告示事項変更届出書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

2 変更の年月日

3 変更の理由

提出日を記入 ○○年 ○○月 ○○日

記入例

米沢市長 ○○○○ あて

地縁による団体の名称  
及び主たる事務所の所在地  
名 称 ○○町内会  
所在地 米沢市金池十丁目 20 番 20 号  
代表者の氏名及び住所  
氏 名 米沢 太郎 ㊟  
住 所 米沢市金池十丁目 20 番 20 号

## 告示事項変更届出書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

### 記

#### 1 変更があった事項及びその内容

- 例 1) 代表者の氏名及び住所 変更前 山形一郎 米沢市金池十丁目 10 番 10 号  
変更後 米沢太郎 米沢市金池十丁目 20 番 20 号
- 例 2) 事務所の所在地 変更前 米沢市金池十丁目 10 番 10 号  
変更後 米沢市金池十丁目 20 番 20 号
- 例 3) 区域 変更前 米沢市金池十丁目 1 番 1 号 ~ 30 号  
変更後 米沢市金池十丁目 1 番 1 号 ~ 40 号

#### 2 変更の年月日

○○年 ○○月 ○○日 ← 総会の開催日を記入

#### 3 変更の理由

- 例 1) 任期満了による代表者の変更  
例 2) 代表者の変更による事務所の所在地の変更  
例 3) 構成員の増加（減少）による区域の変更

## 認可地縁団体印鑑登録申請書

米 沢 市 長 あて

年 月 日

登録しようとする 認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の名称			
	認可地縁団体の 主たる事務所の所在地			
	(資格)	( )	生年月日	年 月 日
	氏 名			
住 所				

上記のとおり認可地縁団体の印鑑を申請します。

申請者  本 人 住所 米沢市

代理人 氏名 ⑩

### 注意事項

- 1 この申請は、認可地縁団体印鑑の登録の資格を有する方本人が自ら手続をしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録しようとしている認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。
- 3 申請者の欄の氏名の次には、本市において登録されている個人の印鑑を押印するとともに、当該印鑑に係る印鑑登録証明書を添付してください。
- 4 (資格) ( ) の欄には、代表者、職務代行者、仮理事、特別代理人又は精算人のいずれかを記載してください。

認可地縁団体印鑑登録申請書

米沢市長 へ

提出日を記入

〇〇年〇〇月〇〇日

登録しようとする  
認可地縁団体印鑑

認可地縁団体  
の印鑑を押印  
する。

「一辺8ミリメートルの正方形に収まるもの」または、「一辺30ミリメートルの正方形に収まらないもの」は、印鑑として認められません。

認可地縁団体の名称		〇〇町内会	
認可地縁団体の主たる事務所の所在地		米沢市金池〇丁目〇〇番〇〇号	
(資格)	(代表者)	生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
氏名	米沢太郎		
住所	米沢市金池〇丁目〇〇番〇〇号		

上記のとおり認可地縁団体の印鑑を申請します。

申請者  本人 住所 米沢市金池〇丁目〇〇番〇〇号  
 代理人 氏名 米沢太郎 印

・本人の場合は実印。  
 ・代理人の場合は認印。ただし、代表者の実印がある承諾書が必要。

注意事項

- この申請は、認可地縁団体印鑑の登録の資格を有する方本人が自ら手続きをしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 登録しようとしている認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。
- 申請者の欄の氏名の次には、本市において登録されている個人の印鑑を押印するとともに、当該印鑑に係る印鑑登録証明書を添付してください。
- (資格) ( ) の欄には、代表者、職務代行者、仮理事、特別代理人又は精算人のいずれかを記載してください。

## 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

米 沢 市 長 あて

年 月 日

登録されている 認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の名称			
	認可地縁団体の 主たる事務所の所在地			
	(資格) 氏名	( )	生年月日	年 月 日

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書\_\_\_\_枚の交付を申請します。

申請者  本人 住所 米沢市

代理人 氏名  印

### 注意事項

- 1 この申請は、認可地縁団体印鑑の登録の資格を有する方本人が自ら手続をしてください。代理人による場合は、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 (資格) ( ) の欄には、代表者、職務代行者、仮理事、特別代理人又は精算人のいずれかを記載してください。

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

米沢市長 あて

提出日を記入

〇〇年〇〇月〇〇日

登録されている 認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の名称		〇〇町内会	
	認可地縁団体の 主たる事務所の所在地		米沢市金池〇丁目〇〇番〇〇号	
	(資格)	(代表者)	生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
	氏名	米沢太郎		

認可地縁団体  
の印鑑を押印  
する。

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書 1 枚の交付を申請します。

申請者  本人 住所 米沢市金池〇丁目〇〇番〇〇号  
 代理人 氏名 米沢太郎



- ・本人の場合は実印。
- ・代理人の場合は認印。ただし、代表者の実印がある承諾書が必要。

注意事項

- この申請は、認可地縁団体印鑑の登録の資格を有する方本人が自ら手続をしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- (資格) ( ) の欄には、代表者、職務代行者、仮理事、特別代理人又は精算人のいずれかを記載してください。

## 認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

米 沢 市 長 あて

年 月 日

廃止しようとする 認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の名称			
	認可地縁団体の 主たる事務所の所在地			
	(資格) 氏名	( )	生年月日	年 月 日

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請します。

申請者  本人 住所 米沢市

代理人 氏名

印

### 注意事項

- 1 この申請は、認可地縁団体印鑑の登録の資格を有する方本人が自ら手続をしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録されてある認可地縁団体印鑑を亡失したときは、本市において登録されている個人の印鑑及び当該印鑑に係る印鑑登録証明書を添付してください。
- 3 (資格) ( ) の欄には、代表者、職務代行者、仮理事、特別代理人又は精算人のいずれかを記載してください。

記入例

## 認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

米 沢 市 長 あて

提出日を記入

○○年○○月○○日

廃止しようとする 認可地縁団体印鑑  <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                     認可地縁団体 の印鑑を押印 する。                 </div>	認可地縁団体の名称	○○町内会	
	認可地縁団体の 主たる事務所の所在地	米沢市金池○丁目○○番○○号	
	(資格) ( 代 表 者 ) 氏 名	米 沢 太 郎	生年月日

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請します。

申請者     本 人    住所    米沢市金池○丁目○○番○○号

代理人    氏名            米 沢 太 郎            印

- ・ 本人の場合は実印。
- ・ 代理人の場合は認印。ただし、代表者の実印がある承諾書が必要。

### 注意事項

- 1 この申請は、認可地縁団体印鑑の登録の資格を有する方本人が自ら手続をしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録されてある認可地縁団体印鑑を亡失したときは、本市において登録されている個人の印鑑及び当該印鑑に係る印鑑登録証明書を添付してください。
- 3 (資格) ( ) の欄には、代表者、職務代行者、仮理事、特別代理人又は精算人のいずれかを記載してください。